

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○道路交通法違反（最高速度違反） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年3月16日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 中国縦貫自動車道を自家用自動車で運転走行中、時速52kmの最高速度違反を行った。

○着服 不適正な会計処理 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年3月16日
- (2) 処分の量定 停職 3月間
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 担当する学校徴収金会計（給食費、教材費等）において、着服及び不適正な会計処理を行い、24,019円の不足金を生じさせた。